

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度

ワーキンググループ（第21回）－議事要旨

日時：令和2年2月5日（水）17：00～19：00

場所：経済産業省別館3階 312 共用会議室

出席者：

<委員>

勝呂座長、青木委員、大関委員、奥田委員、曾我委員、弘津委員、福長委員、前田委員、
安田委員、若尾委員（五十音順）

<オブザーバー>

伊賀川 一般社団法人 住宅生産団体連合会 調査部長

海津 一般社団法人日本風力発電協会 技術部長

斉藤 一般社団法人日本風力発電協会 理事企画部長

久保 一般社団法人日本小形風力発電協会 副理事長

鈴木 一般社団法人太陽光発電協会 事務局長

議題：

(1) 風力発電に関する環境影響評価の参考項目の検討について

①説明

②討議

(2) 小出力発電設備の電気保安の確保について

①説明

②討議

(3) 千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告

(4) 発電用風力設備の事故を踏まえた対応について（ご報告）

・鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備の破損事故について

・北海道上ノ国町で発生した小形風力発電設備のナセル焼損事故について

議事概要：

(1) 風力発電に関する環境影響評価の参考項目の検討について

① 説明

○事務局より、資料1-1に基づき説明後、(一社)日本風力発電協会 斉藤氏より資料1-2に基づき説明

② 討議

○委員等からの主な御意見

- ・環境アセスの簡素化や科学的なエビデンスに基づく対応は支持。一方で、(主観的な問題で)被害を訴えている住民もいるため、科学的なエビデンスだけでなく、社会的な合意形成への配慮も必要。住民の意思決定や合意形成への参画など手続きの透明性の観点も必要。
- ・地形的な条件による共振や増幅等の技術的な課題についても検討が必要。
- ・仮に参考項目から超低周波音を削除した場合、住民の懸念や対応について、予め検討が必要。

○事務局からの主な回答

- ・いただいた御指摘については、関係省庁や関係団体とよく相談し、検討していく。
- ・環境影響評価の参考項目になくとも住民等から懸念がある場合には、環境アセス手続きの中で事業者調査を求める場合もある。いずれにせよ、次回以降に方向性を検討したい。

(2) 小出力発電設備の電気保安の確保について

① 説明

○事務局より、資料2に基づき説明。

① 討議

○委員等からの主な御意見

- ・事故報告の対象となる主要電気工作物を構成する設備の破損事故が具体的にどのような事故なのか、事例集やQA集で内容を明確化することが必要。
- ・事故報告の速報を事故覚知後24時間以内、詳報を事故覚知後30日以内とすることにつき、現状の事項報告の対応と同様に、対応する方向。
- ・太陽電池発電設備の10kW以上の事故報告について、一般の技術的に知見がない人も報告対象となるため、できるだけ簡単な報告とするよう配慮が必要。
- ・事故報告の提出に違反があった場合には、コンプライアンスの観点から懸念もあることから、事故報告に関する周知をきちんと行い、制度が機能する仕組みとすることが重要。

○事務局からの主な回答

- ・事故報告に関する運用については、一般の方にも適用されることもあり、業界団体とも連携しながら、周知徹底を図っていく。

(3) 千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告

○京セラTLCソーラー合同会社より、前回、委員から指摘された事項に対しての回答を資料3に基づき報告があり、本件については委員からの意見も踏まえ、引き続き再発防止策の検討を行うこととなった。具体的には委員から、再発防止対策について、アイランドのサイズを小型化した場合のアンカーの設計についての質問や連鎖的に被害が拡大しないようなフロートの構造を考える必要がある等の指摘があり、事業者から指摘事項について対応する旨回答があった。

(4) 発電用風力設備の事故を踏まえた対応について（ご報告）

○事務局より、資料4に基づき、北海道内で昨年12月に発生した小形風車のナセル焼損事故について、改めて同型式設備の所有者に対し、安全対策の要請文をHPよりお知らせしていることの報告と、鳥取県内で今年2月に発生した風車のブレード折損事故についての概要と当省の対応及び、次回当WGで事業者から被害状況等の報告予定との旨、報告があった。

次回ワーキンググループは、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会した。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話　：03-3501-1742

FAX　：03-3580-8486